平成２３年（フ）第２３４４号
京都府京丹後市大宮町善王寺167番地、前住所大阪府枚方市釈尊寺町25番24―401号
破産者　髙田　　裕
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４号
兵庫県淡路市室津1350番地１
破産者　小口　忠晴
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２号
岡山県美作市鳥渕343番地４
破産者　中嶋　純二
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２６０号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番19―304号
破産者　辻　　征男
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８号
北海道網走郡美幌町字東３条北４丁目31番地の２
破産者　西尾　和子
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
北海道網走郡美幌町字東３条北４丁目31番地の２
破産者　西尾　公司
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
横浜市保土ケ谷区狩場町303番地323
破産者　五十嵐富治
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０号
京都府京都市山科区厨子奥若林町28　モンシャトー205、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町百山３―４　関電水無瀬寮Ａ棟503
破産者　山下　　護
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
岐阜県可児市長坂８丁目188番地
破産者　古田　文雄
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６２号
愛知県春日井市神屋町654番地275
破産者　秋山　　隆
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第７４号
愛知県一宮市猿海道３丁目１番24号
破産者　平林　武久
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１５９８号
広島県大竹市南栄１丁目15番３号
破産者　松中由佳里
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
高知市久礼野233番地８
破産者　柏井理津子
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１０号
群馬県桐生市新里町小林19番地５
破産者　宮﨑　正光
1　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月27日午後２時30分
平成23年８月26日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１４１号
大分市府内町１丁目５番44号　毛利ビル802、開始決定時の住所大分市舞鶴町２丁目２番２―703号　サーパス舞鶴公園
破産者　藍澤　政吉
1　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月18日午後１時30分
平成23年８月30日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９９５６号
大阪市住吉区我孫子東１―５―５　レグルス北池901号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―619号
破産者　弘和電飾こと　秋山徳二郎
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月10日午後３時30分
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目15番20号
破産者　有限会社はなとく工務店
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月10日午後３時30分
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目14番14号
破産者　花篤　健二
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月10日午後３時30分
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７２号
大阪市天王寺区空堀町５番15―902号、開始決定時の住所大阪市中央区玉造２丁目16番23号　ダイアパレス玉造公園703
破産者　斎藤　嘉秀
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月10日午後４時
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部